

教務関係規則の概説 2024

I. 教育関係法令・規定等

第 1 章 教育関係法令・規定

(教育の機会均等)

1. すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。(教育基本法第 4 条)

(高等専門学校の目的)

2. 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。(学校教育法第 115 条)

(教員の責務)

3. 法律に定める学校の教員は、自己の使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。(教育基本法第 9 条)

(誠実義務)

4. 教職員は、上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。(高専機構教職員就業規則第 32 条)

(本校の目的と責務)

5. 本校の教職員は、学校の目的(使命、育成する人材像、学習・教育目標等)を達成するため、自己の使命を自覚し、その職務の遂行に努めなければならない。

(高専課程修了の要件)

6. 全課程の修了に必要な単位数は 167 単位以上(そのうち、一般科目は 80 単位以上、専門科目は 87 単位以上)とする。ただし、商船学科については 147 単位以上(一般科目 80 単位以上、専門科目 65 単位以上)とする。

また、上記の要件に加えて、特別活動を 90 単位時間以上実施するものとする。(高等専門学校設置基準第 17 条)

II. 教務関係規則の概要

ここに記載する事項は、本校の学則、教育規程、教育規程施行細則の記載事項の内、重要な事項を抜粋し、その内容を記載したものである。

第 1 章 総則

(授業期間)

1. 1 年間の授業期間は、35 週以上とする。

(学期)

2. 1 年間の授業期間を 2 つに分け、前半を前期、後半を後期とする。

(授業時数)

3. 授業時数は、学期末試験や学校行事等の期間を除き、年間 30 週を基準とする。

(学年制)

4. 教育課程は学年制として、課程修了の認定には単位制を導入して判定する。

(授業時刻)

5. 授業開始、終了の時刻は次のとおりとする。

校内時間	時間帯
SHR	8:35～8:50
1・2 時間	8:50～10:20
3・4 時間	10:30～12:00
5・6 時間	13:00～14:30
7・8 時間	14:40～16:10

ただし、授業科目(単位)により、7・8 時間を次のとおりとすることができる。

7 時間	14:40～15:30
8 時間	15:40～16:10

<定期試験>

校内時間	定期試験時間帯
1 時間	8:50～9:40
2 時間	9:50～10:40
3 時間	10:50～11:40
4 時間	11:50～12:40

第 2 章 教育課程

(教育課程)

1. 教育課程(以下、課程と略称)は、授業科目、特別活動及び学校行事により編成する。

(授業科目)

2. 授業科目は一般科目及び専門科目から構成され、授業形態により講義、演習、実験、実習及び実技に分類される。それぞれの履修単位数は、別表のとおりとする。

(科目単位)

3. 授業科目の単位数は、30 単位時間の履修を 1 単位として計算する。1 単位時間は 50 分とする。2 単位時間連続授業の場合は 90 分(1 単位時間は 45 分)とする。

(特別活動)

4. 特別活動を課し、各学年の課程修了の要件とする。各学年 30 単位時間以上を実施する。

(学校行事)

5. 学校行事は教育目標を達成する上で重要であり、指定された行事への参加を課程修了の要件とする。

(課程修了の要件)

6. 課程修了は、授業科目、特別活動及び学校行事に係る次の要件を満たすこととする。

①課程修了に必要な修得単位数は、次に掲げる数以上とする。

学科	修得単位数		
	一般科目	専門科目	合計
商船学科*	80 単位以上	65 単位以上**	147 単位以上**
電子制御工学科	80 単位以上	87 単位以上	167 単位以上
流通情報工学科	80 単位以上	87 単位以上	167 単位以上

*席上課程修了に必要な要件

②課程修了に必要な特別活動の修了要件は次のとおりとする。

修了要件
各学年の活動状況が良好であること

③課程修了に必要な学校行事の修了要件は次のとおりとする。

修了要件
各学年の参加状況が良好であること

(他校・大学等の修得単位)

7. 前項の修得単位数には、他の高等専門学校等において修得した単位数を、60 単位を超えない範囲で加えることができる。

第3章 授業科目の修得

(科目修得)

- 科目修得は、履修時数が規定数を満たし、かつ学習達成度が所定の基準を満たすこととする。
 - 授業科目の欠席時数が、履修単位については1単位あたり8を超えた学生、学修単位については2単位あたり8を超えた学生は、当該学年の履修は認められない。なお、遅刻及び早退3回をもって1欠席時数とし、前記の欠席時数に加える。
 - 学習達成度は、試験、小テスト、レポート等によって評価する。
- 半期科目への救済措置
 - 半年間で終了する科目について、次の全ての事項を満たす学生は、補講又はレポート提出等によりその授業の履修時数を補うことができる。
 - 1単位あたり15時数以上出席していること。ただし、学修単位科目については、2単位あたり15時数以上出席していることとする。
 - 欠席時数のうち5以上は、病気などの正当な理由によるものとする。

(公認欠席)

- 次の各号のいずれかに該当する学生は、所定の手続きを行った学生に限り、公認欠席（以下「公欠」という。）として扱い、授業に出席し

たものとする。

①公共交通機関の停止及び通学路の閉鎖、②忌引、③学校が定める校内団体又は学校代表としての校外行事への参加、④資格検定試験及び就職試験などの受験、⑤他学年での校内練習船実習、⑥学校行事への参加、⑦その他学校が認めたもの

(伝染病等による欠席)

- 伝染病等により出席が停止された期間は、出席すべき日数又は時数から除く。

(出席状況の記帳)

- 授業、特別活動及び学校行事への出席状況は専攻科を除き出席簿に記載する。

第4章 試験

(定期試験)

- 学習達成度の評価法の1つとして、定期試験を設ける。定期試験は、中間試験と学年末試験とする。中間試験は、前期中間、前期末及び後期中間とする。ただし、商船学科第4学年においては、前期末試験を学年末試験とする。

(受験の要件)

- 試験開始後15分を経過した後は、受験できない。

(不正行為)

- 不正行為を発見したときは、当該学生の受験を停止し退室させる。試験終了後、速やかに教務主事へ報告する。
- 不正行為学生は、当該試験期間中の他の試験を受験できない。また、当該期間の試験科目の評価点は全て「ゼロ」とする。

(追試験)

- 追試験は、次の各号のいずれかに該当する事由により定期試験を受験できなかった学生に対して実施する。
 - 前章3項に規定する公欠の①及び②、伝染病又は傷病（診断書もしくは受診したことがわかるものが必要）による欠席、②その他、学校が認めた事由

(再試験)

- 定期試験の成績が基準に達しない学生に対して、補習授業あるいは自学自習等により学習達成度の向上を図り、再試験を行うことができる。

第5章 成績評価

(科目の成績評価)

- 科目の成績は、試験の成績及び他の評価を総合して評価する。
- 成績は、優・良・可・不可に分けて評価する。
- 不可は、成績の程度に応じて不可高及び不可

低の 2 つに分ける。

(特別活動等の評価)

4. 特別活動及び学校行事の評価は、出席状況と活動内容に基づき評価する。

第 6 章 進級・修了・卒業認定

(学年修了と進級の要件)

1. 次の各号のいずれも満たした学生はその学年を修了したとし、次の学年への進級を認める。
- ①当該学年に課せられた授業科目を全て修得していること。
 - ②特別活動及び学校行事の出席状況及び活動内容が良好であること。

(特別課程)

2. 第 5 学年については、第 2 章 6 項の①の規定にかかわらず、次の条件を満たす学生については、特別課程によって、前項の要件を満たすことができる。

学年末試験終了時における未修得科目及び未修得単位数の合計が、次の表に掲げる数以内であること。

学 年	第 1～第 5 学年 合 計
未修得科目数	5
未修得単位数	9

(単位追認)

3. 第 6 章 1 項の規定により進級できなかつた者のうち、次の各号を満たす学生については、単位追認を認める

- ①現学年のすべての授業科目を履修していること。
- ②第 1 学年から現学年までの未修得科目及び未修得単位数の合計が、次の表に掲げる数以内であること。

学年	1	2	3	4
未修得科目数	6	6	5	5
未修得単位数	12	12	9	9

(特別進級)

4. 単位追認終了時に、次の各号を満たす学生については、進級を特別に認める。

- ①現学年のすべての授業科目を履修していること。
- ②第 1 学年から現学年までの未修得科目及び未修得単位数の合計が、それぞれ 4 及び 7 以内であること。
- ③特別活動及び学校行事への出席及びその活動内容が良好であること。

(進級・修了・卒業の認定)

5. 校長は、教員会議の審議を経て、進級・修了・

卒業の認定を行う。

第 7 章 単位追認措置

(単位追認)

1. 単位追認試験は、当該学年の未修得科目について、受験できる。

ただし、留年した学生は、定められた期間に別途手続きをする場合に限り、第 1 学年から前年までの全ての未修得科目について、受験することができる。なお、その場合の手続きについては別に定める。

2. 科目担当は、追認の評価を学年末試験終了後の定められた単位追認期間の最終日までに終了しなければならない。

(特別課程)

3. 特別課程の条件を満たす第 5 学年は、改めて、単位追認試験を受けることができる。

4. 試験は、商船学科にあつては席上課程修了判定、電子制御工学科及び流通情報工学科にあつては卒業判定を行う教員会議までに終了しなければならない。

5. 試験回数及び内容は科目担当が決定する。

6. 筆記試験に代えて、レポートその他の方法で実施することができる。

7. 上記試験が良好であるとき、単位を認定し、成績評価は可とする。